

## 静岡県社会福祉成立史研究 (2)

—1896年から1906年—

矢上 克己

### A Historical Study of Social Welfare Development in Shizuoka Prefecture(2)

— from 1896 to 1906 —

Katsumi YAGAMI

キーワード：経済恐慌、災害、貧困問題、公的救済、慈善事業

#### 要旨

本稿は、静岡県における1896（明治29）年から1906（同39）年までの慈善事業の成立と展開についてまとめたものである。静岡県の現在の社会福祉を科学的に把握するには、静岡県における慈善事業の展開について明らかにする必要がある。静岡県では、この時期の経済恐慌及び災害によって広範に貧困問題が表われた。本研究では恤救規則と災害救済を含む公的救済について、また、民間の救済施設、児童救済、盲啞院および報徳社に焦点を当てている。

#### はじめに

本稿は静岡県における1886（明治19）年から1896（同39）年までの、いわゆる産業資本確立期の慈善事業の展開について、基礎的研究をまとめたものである。

静岡県における明治から昭和戦中期までの全体史的な研究については、井村圭壮による「地方行政単位における社会事業施設・団体の形成史の検討—静岡県の明治期から昭和戦前期までの形成過程を通して—」『草の根福祉』第43号、2013年、pp. 75-97及び静岡県民生部による『静岡県社会福祉の歩み』1989年がある。前者は静岡県における明治から昭和戦中期までの社会事業施設と団体の数量的形成過程について明らかにしており、後者は第二次世界大戦後の展開についての記述が中心で、明治から昭和戦前期までの部分については詳しくはない。

筆者は「静岡県社会事業年表—近代のあゆみ—」『金城大学研究紀要』第4号、2004、pp. 249-295をまとめ、これをもとに静岡県の原始蓄積期の動向を扱った「静岡県社会福祉

成立史研究 (1)』『金城大学研究紀要』第 5 号、2005 年、pp. 247-267 をまとめている。その記述は全体史を意図し概要的なものである。本稿は、その続編にあたる。

なお、静岡県における社会福祉史の研究については、畠中耕を研究代表者とする科学研究費補助金(基盤研究(C))(一般)の「静岡県社会福祉史の総合的研究」(課題番号 18K02092)(2018 年-2020 年)により、7 人のメンバーが各専門分野を担当し、より深く究明すべく静岡県内の明治から昭和戦中期までの社会事業の発掘作業を進めている。本稿は、同研究成果の一部である。

なお、本稿で使用する用語には、差別的な表現が含まれているが、本研究は歴史的研究であり、原資料の記述を尊重するため、用語は当時の表現を用いている。

## 2. 産業資本確立期の慈善事業の展開

### (1) 貧困問題の発生

日清戦争から日露戦争後に至る期間は、日本資本主義の成長期である。この時期にわが国は二度の経済恐慌に見舞われ、とくに金本位体制の採用、上海の金融逼迫や 1896 年(同 29)年、大風水害による凶作、続く 1897(同 30)年の凶作による米価を中心とする一般諸物価の騰貴、さらに米西戦争を背景として、1897 年から翌年にかけて経済恐慌が発生し、それはとくに紡績業に現れ、さらに、北清事件や国際的凶荒、綿花の凶作、アメリカの凶作を背景に、1900 年から翌年にかけて経済恐慌が発生し、その影響はとくに、製紙業、紡績業、金融業に集中して現れた<sup>1)</sup>。

この時期に、静岡県は 1897(同 30)年から翌年にかけての経済恐慌と 1900(同 33)年から翌年にかけて経済恐慌の影響を受け、これに加えて、水害や大火が相次ぎ、県民を窮乏に陥れた。

1897(明治 30)年 9 月 8 から 9 日にかけて、静岡県下は暴風雨に見舞われ、その被害は静岡県庁への届によると、死者 48 人、負傷者 67 人、全壊家屋 1,898 戸、半壊 1,780 戸、破損家屋 8,482 戸であった<sup>2)</sup>。この頃、「磐田郡池田村西天竜川東堰堤坊は先ごろより改修工事に着手したるを以て同地方の細民は大半は之に従事し日々三十銭乃至四、五十銭の賃銭を得るより何れも大喜びなりとこれに反して田方郡伊東村及磐田郡立川村地方は米価格別の高値にて殆ど生計の途に究し居るといふ<sup>3)</sup>」とあり、米価高騰で喘ぐ細民の窮乏化の様相が窺える。

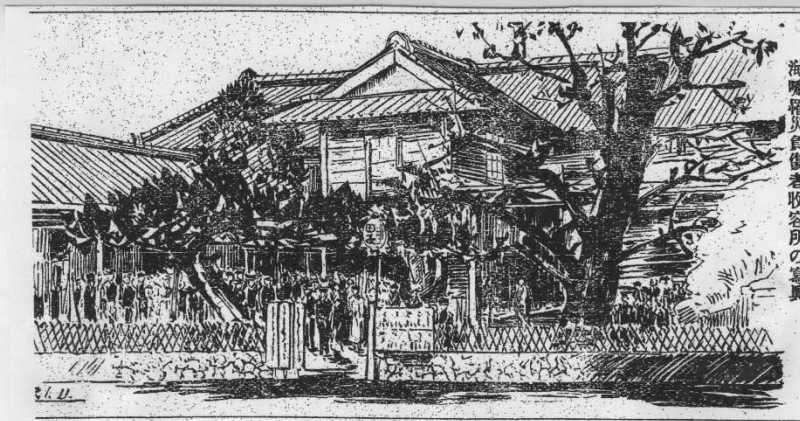
同月、「北遠気田製紙工場の職工百余名は物価暴騰の爲め生活の困難を訴へ屢々役員口哀願する処あるも種々口実を設けて賃銭を増額せざるより去る十八日以来一同罷工を企て昨今中々不穩の形勢なりと云ふ給料に衣食するものは昨今の如き物価暴騰には死ぬか同盟罷工するかの二途あるのみ監理者なるもの宜しく鑑みる処あるへし<sup>4)</sup>」とあり、生活困難を背景に製紙職工が賃上げを求めストライキを敢行している。「沼津町昨今白米小売一升の代価十五銭三厘となり些細な労働に衣食する細民は其の痛苦謂はん方なしと云ふ松方総理が物価騰貴はせぬと云ふ前言の履行は如何<sup>5)</sup>」と、米価を中心とする諸物価で呻吟する沼津町の

細民の窮乏化が窺える。

さらに、この年 11 月には、「…小笠郡南部にても小作人は皆無なりと云ひ地主は一合も引く事ならずと互ひに争ひ遂に一反歩みにて二斗の減米にて示談となりし由なるが他の小作人等は此の事を聞き込みて本年の凶作なる誰れ人も知る処なるに一反歩のみにて僅々二斗の減米では到底堪え難し爾后斯る事を例とされては迷惑に付き寧ろ小作地を返戻せんと昨日小作一同申合わせの上規約を作り調印中のよしなるが…<sup>6)</sup>」と、「一昨日来当市近在安倍川原鉄道橋の下に千余人集会し地主に対する協議を凝らしたり尚ほ昨日は豊田千代田大谷長田等の各村小作人集会せしかは当警察署より…<sup>7)</sup>」など、凶作下で窮乏化する小作人らによる生存をかけた運動が勃発している。

1899（明治 32）年 10 月 7 日、台風伊豆半島に上陸し、田子浦村（富士市）を中心に大被害となり、死者 61 人、負傷者 136 人、行方不明 2 人、家屋全壊 81 戸、半壊 111 戸、破損 211 戸、流失 131 戸等と結果した<sup>8)</sup>。なお、この台風による被害に対して、「…浜名郡浜松育兒院委員浜名郡浅場村伊場光雲寺住職大島周吟氏来り今回の災害に関し父母兄弟などを失ひ養育に困難なる者あらば本院に於て引受け養育の任に当るべしとて当村柳島福泉寺に滞在中なり…<sup>9)</sup>」と、海嘯遺児への救済対応があった。

海嘯による罹災者救済のため、罹災救助基金法により罹災負傷者収容所及び罹災者立ち退き所が設置されている



海嘯罹災負傷者收容所の寫真

注)「海嘯後聞」「静岡新報」明治32年10月15日



前田新田災罹者立退所  
本社員 荒井勝忠撮影

注)「海嘯後聞」「静岡新報」明治32年10月24日

1902 (明治 35) 年 9 月 6 日、焼津町が激浪の被害被を被り<sup>10)</sup>、同 9 月 28 日、県下各地が暴風雨の大被害に見舞われ<sup>11)</sup>、さらに同 12 月 6 日、県下各地が暴風雨被害に遭っている<sup>12)</sup>。

1903 (同 36) 年 1 月 16 日、焼津町が未曾有の大火となり、焼失総棟数千余戸、損害金高 15, 6 万円に達し<sup>13)</sup>、同年 7 月 4 日、県下各地出水、家屋、田畑に被害があった<sup>14)</sup>。県下の中でも、最大の被害を被ったのが周智郡気多村である。

周智郡気多村水害被害取調

1 家屋

流 失 45 戸

潰 家 57 戸

床上浸水 188 戸

計 290 戸 損害金高 1, 500 円、外に商品損害金高 15, 000 円

2 田畑

田荒蕪反別	3町歩
同見積反別	8町歩
畑荒蕪反別	1町5反歩
同見積反別	3町5反歩
宅地荒蕪反別	300歩
山林原野荒蕪反別	6町歩

計 15町6反3畝歩 損害金高 17,200円

注)「周智郡気多村損害高」『静岡新報』明治36年7月14日

さらに、同月24日、またもや県下は水害に見舞われ<sup>15)</sup>、同年8月に入り、惨状を極めた周智郡気多村の水害による被害窮民が多く、救助されたもの270戸、1,300余人、給与の食糧白米147俵7斗7升、小屋掛料307円50銭、避難所費用230余円となり、義捐金は1,300余円に及んだ<sup>16)</sup>。なお、気多村役場では『静岡新報』7月29日付けの広告欄に義捐金募集の広告を掲載している<sup>17)</sup>。

#### 気多村役場義捐金取扱要綱

- 1 義捐金は金拾銭以上のこと
- 1 義援金は官位口等族籍住所氏名を詳記現金と共に送付せられたきこと
- 1 義捐金は特に義捐者の指定あるものの外は被害の程度に応し当役場に於て適宜配付すべきこと
- 1 義援金の取扱は八月十日限のこと

同年8月25日、富士郡上井出村猪の頭区民150余名は財産差押えされ、この処置に憤慨した区民100余名が富士郡役所に押し寄せる騒動があった<sup>18)</sup>。

同年9月23日、浜名郡、小笠郡、引佐郡、田方郡及び賀茂郡等県下各地は暴風雨に見舞われ、農家及び漁民が被害を被った<sup>19)</sup>。

同年9月、田方郡三島町、中郷村、函南村、菰山村、江間村、川西村等は三か年不作が続き農民は疲弊困憊し、漸次借財が嵩み、この年の1月ごろよりハワイにでも出稼ぎして借財の返却を講じようと相談し有志46名が移民のための手数料20円を準備するため僅かな田畑を売却もしくは質入れし、旅券購入のため家財道具など一切始末したが移民については不許可となり、今や路頭に迷いつつ餓死するより外なき境遇に陥った<sup>20)</sup>。後に1名のみ許可が下りたが、許可の下りない45家族225名は田畑もなく準備した少ない金員も殆ど使い果たし、飢餓が直近に迫っていた<sup>21)</sup>。さらに、10月1日夜来の豪雨に県下各地が見舞われている<sup>22)</sup>。

1904(同37)年1月、藤枝町は327戸焼失の大火に見舞われ、損害金約30万円に上り、郡長及び警察署長などが巡視取り調べの結果、赤貧者として救助すべき者を70戸と決定したとある<sup>23)</sup>。同月21日に、菰山と青島で大火があり<sup>24)</sup>、さらに、同年9月16日から翌日に

かけて、県下各地で風水害に見舞われている<sup>25)</sup>。

## (2) 慈善事業の成立と展開

### 1) 国費救恤と慈恵救済

国費救恤では1896(明治29)年から1906(同39)年までの統計によると(表1)、最小の157人から最多でも465人と極めて少なく、この時期の経済恐慌及び不作、凶作や災害などを背景にして大量に出現した窮乏層に対応するものではなかった。

慈恵救済では、この時期に救済人員がピークとなる1900年(表2)と1901年(表3)を挙げているが、いずれも海嘯による被害が甚大であったことがわかる。この時期の経済恐慌と重なり、より一層窮乏状況が深刻化した。

表1 国費救恤及び慈恵救済の動向(1896年から1906年)

年次	国費救恤の人員			慈恵救済の人員
	男	女	計	
1896年	243人	222人	465人	248人
1897年	208	201	409	1,165
1898年	190	190	380	664
1899年	170	191	361	4,678
1900年	174	186	360	11,576
1901年	152	175	327	19,992
1902年	128	152	280	7,352
1903年	133	155	288	12,553
1904年	123	134	157	—
1905年	135	151	286	—
1906年	118	138	256	—

注) 静岡県『静岡県統計書』明治29年版から同39年版より作成

表2 慈恵救済人員(1900年)

郡	総数	火災	水災	風災	貧困	海嘯
賀茂	305					305
田方	831					831
駿東						
富士	500	14				485
庵原	2					2
安倍	100			2	1	97

志太	1,927				55	1,872
榛原	2,045					2,045
小笠	147	36		110	1	
周智	1,658					1,658
磐田	840	341				499
浜名	2	2				
引佐	304	6				304
静岡市	2,915					2,908
合計	11,576	399		112	38	11,007

注) 静岡県『静岡県統計書』明治33年版

表3 慈恵救済人員（1901年）

郡	総数	火災	水災	風災	貧困	海嘯
賀茂	1,506	282				1,224
田方	1,894				1	1,893
駿東	510				1	510
富士	3,084			1		3,083
庵原	116			116		
安倍	834					834
志太	412					412
小笠	2,624					2,624
周智	2					2
磐田	577					577
浜名	8,433					8,433
合計	19,992	292		117	2	19,581

注) 静岡県『静岡県統計書』明治34年版

## 2) 備荒儲蓄金の救助（1899〔明治32〕年より罹災救助基金）

1896（明治29）年から1898（同31）年までは、備荒儲蓄金法による救済で、救済対象は非常の凶荒や不慮の災害に罹災した窮民に食料、小屋掛料、農具料、種穀料を支給し、さらに、罹災のため地租を納入しえない者に補助貸与したもので、地租を担保するねらいもあった<sup>26)</sup>。備荒貯蓄金による静岡県の救済では1898（明治31）年が救助費及び救済人員が他の年度と比較して突出して高いが、火災による焼失戸数が県内全体で708戸、水災では建物の浸水及び流失が11,767戸など水災被害が例年になく甚大で、損失総価額が1,508,135円に及んでいることから、備荒貯蓄金による救済額が14,157円、救済人員が19,827人に及んでいる（表4）。

備荒貯蓄金法は 20 年の時限立法であったため、同法に代えて罹災救助基金が 1899 (同 32) 年 3 月に公布され、4 月より施行された。同法は、「非常災害に罹りたる者に対して衣食を給し避難所を与え治療を為し就業上必要なる資料又は器具を給与し専ら応急の救助を為し自活の途を得せしめる<sup>27)</sup>」を趣旨とし、救助費目は、避難所費、食料費、被服費、治療費、小屋掛費、就業費、学用品日、運搬用具費、人夫費、と費目が多様に拡大した<sup>28)</sup>。

罹災救助基金法による救助は、非常の際の応急の救助に限るもので、災害によって窮乏状態が続いても、応急の救助を要する状態がなくなれば、同法による救助は適用されない。そのため一般救護制度か、地域の隣保相扶によるべきであるとされた。しかし、前者は不備で利用困難であり、後者も容易に行われるものではなく頼りにはならないため、実際には普通の窮民救助に適用する傾向があった。それに対し政府は「罹災救助基金法の精神に背戻するもの<sup>29)</sup>」として通牒を発し、同法の適用について制限を加えている<sup>30)</sup>。こうした社会制度の不備により蓄えのない市街地の細民、零細農民・小作農、小漁民などが災害を契機に悲惨な窮乏状況に追い込まれるのである。

罹災救助基金による静岡県の救済では 1903 (明治 36) 年が救助費及び救済人員が突出して多い。ここでは参考に資するため資料が揃った 1904 (同 37) 年度を挙げておく (表 6)。

表 4 備荒貯蓄金及び罹災救助基金の救助 (1896 年から 1906 年)

年次	入金	出金	救助費	救済戸数	救済人員
1896 (明治 29) 年	56,290 円 851	12,293 円 191	1,127 円 080	185 戸	—
1897 (同 30) 年	69,097 円 733	15,485 円 236	15,485 円 236	—	—
1898 (同 31) 年	79,471 円 213	14,163 円 311	14,157 円 067	—	19,827 人
1899 (同 32) 年	77,549 円 483	179 円 788	179 円 788	639 戸	3,278 人
1900 (同 33) 年	27,577 円 152	13,638 円 819	13,638 円 819	—	—
1901 (同 34) 年	29,226 円	5,197 円	5,197 円	6,152 戸	6,353 人
1902 (同 35) 年	29,948 円	3,414 円	3,414 円	408 戸	2,106 人
1903 (同 36) 年	30,831 円	8,744 円	8,744 円	2,242 戸	10,917 人
1904 (同 37) 年	—	—	1,530 円 785	616 戸	2,153 人
1905 (同 38) 年	—	—	778 円 543	56 戸	331 人
1906 (同 39) 年	—	—	1,748 円 218	385 戸	1,674 人

注) 静岡県『静岡県統計書』明治 30 年版から同 40 年版より作成

表 5 備荒貯蓄救助の災害別構成比 (1898 年)

	人員	構成比	金額	構成比
火災	2,326 人	11.7%	2,068 円	14.6%
水災	2,767	14.0	854	6.0
風災	14,667	74.0	11,186	79.0



崩災	34	0.2	36	0.3
疫災	33	0.2	10	0.1
総数	19,827		14,154	

注) 静岡県『静岡県統計書』明治31年版 pp.248-250

\*金額は円以下切り捨て

表6 罹災救助の救助災害種別及び救済費目別（1904年）（円、人）

	災害種別							戸数	人員
		炊出し費	食料	被服	小屋掛料	資料器具	計		
富士郡元吉原村	水災					150.00	150.00	103	
浜名郡飯田村	同	12.104	41.664				53.768	44	256
同 芳川村	同	4.909	12.180				17.089	13	73
富士郡芝富村	同		20.547		58.500		79.047	8	42
周智郡大居村	同			53.715			53.715	45	186
同 気多村	同		120.497		54.500		174.997	63	264
浜名郡中瀬村	同		82.712		10.000		92.712	28	151
磐田郡光明村外7カ村	同	166.226	140.556		343.000	54.000	703.782	203	1,122
田方郡小室村	火災		17.869	48.000	49.000	18.000	132.869	6	39
同 同	同		8.806	27.000	25.000	12.000	72.806	3	20
合計		183.239	498.546	75.000	540.000	234.000	1,530.785	616	2,153

注) 静岡県『静岡県統計書』明治37年版 pp.330-331

### 3) 救済事業

#### ① 貧民救済

1901（明治34）年5月21日、磐田郡見附町各宗寺院住職および有志が相談のうえ中遠慈善会が結成され、翌年1月14日、法人許可となり、1905（同38）年、出征在營軍人幼児看護場を設け数十名を保育し、また、東北三飢饉の際は金品を寄付するなどして、同会は数回表彰を受けている。1922（大正11）年頃の現況は毎月1回の講話、貧民子弟の学資給与、廃疾者の救護、罹災者の救済などの事業を行い、同会の経費は66円、基金1,200円であった<sup>31)</sup>。

1901（同）年8月、静岡市は静岡市誉田町に静岡市救護所を創設。1913（大正2）年10月1日、静岡市安西外新田に移転し、移転後の収容者は市内窮民29名、行旅病人71名、癩患者26名、1922（大正11）年現在、市内窮民7名、行旅病人6名、1921（同10）年中の救助人員8名、救助金496円である<sup>32)</sup>。

#### ② 児童救済

1889 (明治 32) 年 9 月 10 日、遠江育児院は浜松市高町に設立され、一時 60 余人を収容保護し相当の成績を挙げたが経営困難により引佐郡井伊谷村井伊谷へ移転し、遠江救護院と改称した<sup>33)</sup>。同院の維持は寄付金によっており、同年 12 月 24 日付けの『静岡新報』に、同院は同年 12 月、新聞広告「遠江育児院寄付金連名」を掲載している。それによると、寺院を中心に 16 件、合計 88 円の寄付が寄せられていた<sup>34)</sup>。寄付金以外にも、同院に同情を寄せた有志が 1903 (明治 36) 年 9 月、慈善演芸会を企図している<sup>35)</sup>。さらに、1904 (同 37) 年 11 月、同院は収容児も 30 名を超え、維持が困難となり、駿州各郡へ巡回寄付金募集を行った<sup>36)</sup>。

1922 (大正 11) 年現在、収容児童は 9 人、委託児童が 1 人、建物敷地 300 坪、建物 18 坪、耕地 1,500 坪、経費 1,112 円の内農業収入をもって主とし、その他は寄付と会員の出金に依っていた<sup>37)</sup>。

1893 (明治 36) 年 6 月、渡邊代吉は、富士郡吉原町字東町百四十八番地の製花工場の家屋を院舎に充て富士育児院を創設した<sup>38)</sup>。

同院の要則は以下の通りである<sup>39)</sup>。

#### 富士育児院要則

- ・名称 富士育児院と称す
- ・位置 静岡県富士郡吉原町 148 番地に置く
- ・目的 世の無告の孤児貧童を其父母に代わりて教養愛育す
- ・宗教 基督教を奉ず
- ・教育 院児は学齢に達すれば通学せしめ修養の後は技芸を授け純然たる平民を養成す
- ・維持 院内各自の労働と特志家諸氏の恵与に係る金品と基本金の利子を以て維持経営す
- ・入院児 伝染病の疾質なき児童にして六歳以上十四歳以下の孤児貧童は生國の如何を問はず入院を許す
- ・退院 希望に任せ何時にても退院許す
- ・寄付金品 静岡県富士郡吉原町富士育児院宛てにご寄贈を乞ふ

注) 「富士育児院」『静岡新報』明治 36 年 7 月 18 日

渡邊はアメリカシカゴ市のムーデー学校より 2,000 ドルの伝道資金が贈られ、直ちに貧民窟に入り檻褻の子守娘 30 余人を集めて教化し、さらに僇僕と跛足の寄る辺ない 2 児の孤児教育を開始したのが始まりである。開設後間もない 9 月、不幸の少年岡山市下野町〇〇〇〇の長男〇〇 (14 歳) は警察署より同院へ引き渡され、同院ではその不幸を憐れみ親切に取り扱うとあった<sup>40)</sup>。さらに、その年の 11 月、静岡新報が同院長渡邊代吉について以下のように掲載している。

「左に掲載する処のものは在吉原エックス生と称する篤志家の一 日富士育児院長渡邊代

吉氏を訪たる当時の模様を書送られしものなり渡邊氏の為人の一般を知り得ると同時に同院目下の景況を知に足れば世の慈善家に紹介し渡邊氏の尽せる苦心経営に向つて一片の同情を寄せられんとを乞うのみ（記者）

前略エックス生此頃富士育児院主を訪ひ、同氏の博愛心深きに驚嘆仕りしと、左に氏の談話に依りて得たる大要中述候、院主は渡邊代吉と申し、富士郡吉原町の人にて、当年は三十四歳の壮年に有之候、幼にして父母に別れ、小泉久遠寺と申す寺に徒弟の身となりしも、間もなく師の坊に死別れ候てより非常の逆境に陥り、飢餓に迫り候事も一再に止らざりし由に候、氏が此の間に処して觀察せし人生の問題は抑も如何なりしか、□は今我等の間ふべき処にあらざるも氏は明治三十年の頃、断然決する処ありて宣教師ゼームス、バラ氏に依りて洗礼を受け申候、ゼームス氏は日本キリスト教の宣教師にして、我邦に滞在せると四十年に及び、人情風俗共に詳しき由に候、氏は爾来幾多の艱難と苦心とを敵として奮闘し、遂にゼームス氏の紹介に依りて、目下米国なるモーデー学校長より、年々百四十円を受け居り申候、氏は生に告げて曰く『如何に此の世は味気なきものか、余は不具と貧困とを解せり、故に予は世の不具者と貧者とにして、他に寄る辺なき者には、或るものを犠牲に供しても同情の友とならん』と其の言々句々肺肝より出で、生をして覺えず感涙に咽ばしめしと<sup>41)</sup>

「氏は己の家の此処と定まりたる所もなければ、目下伯母の家を育児院となし、朝夕鞠育に余念なき義に候、伯母とても素より稼がねば其日の生計にも差支ゆる人なれば、随分迷惑には有之べけれど、些細も其の色なきは同じく慈善心に富めるの人と推察せられ、何となう慕はしう存ぜられ候、氏が得る処の年金は、紳士の妓楼に一酔の夢を貪るの資に過ぎず候へども氏は一文半銭たりとも、之を己の生計費に充つる事もなく悉く育児の資に供せり、素より多くもあらぬ金なれば、今の処完全なる設備のあるべき筈も無之しとへども、目下七、八名の孤児貧児を収容致しとて、日々同地の尋常小学校へ通はせ居りしと、夜などは何れも氏の傍に打寄り、恰も一家族の如く団欒し、和気洋々と楽み居りしと、而して孤児は何れも氏を「先生」と称し居りしとへども、右は「おとつさん」と呼ばせしと方よろしからずやとの咸起りやしと、今は茲にて擱筆時機を見て再報致すべくしと敬具(X)<sup>42)</sup>

同院は、個人経営で、院長、院母、常務顧問、幹事各1名で、施設名は育児院とあるが、院長の主義として不具廢疾老病者の無告の窮民は年齢の長老と男女の移管を問わず収容保護し、院舎も漸次増築し、院長夫妻は終始一貫してこれに従事した。1922年当時の現況は収容人員27人、委託12人、土地243坪、建物38坪、経費1,914円、吉原町ほか23カ町村の寄付金を主とし官公署、団体および有志の寄付金により維持した<sup>43)</sup>。

静岡ホームは、1904,05(同37,8)年、日露の戦役にあたり出征軍人の遺児、孤児を救済するため幼児保管所と称して設立された<sup>44)</sup>。

これが1907(明治40)年4月に、育児院静岡ホームと改称される。同ホームはカナダメ

ソジスト伝道会社の資により設置され、かつて掛川訓盲院の経営に当たった松井豊吉が院主であった。『感化救済小鑑』明治43年版によれば収容児童は16人で、ホーム長夫婦とその実子2人、家庭教師、保母、炊事婦と合わせて23人の家族を構成。夏期は5時に起床し、洗面と冷水浴を行い、後に掃除、体操を行わせた。朝食後、修学者は学校に行き、未就学者は付近の田園に行き、各自好むところの遊戯を行うのが通例であった。資金は過去1か年間1500余円支出した<sup>45)</sup>。

#### 4) 訓盲院の設立

1897(年明治30)年、松井豊吉や飯塚仙太郎らが東海訓盲院設立を發揮し、同年8月1日、東海訓盲院予備科を開設し、生徒男2名、女1名の教育を始め、同年12月15日、会員中より公選で院長、専務委員、会計監督4名を選出し、翌1898年3月2日、東海訓盲院が設立許可を得、同13日、開院式を挙行了<sup>46)</sup>。なお、1897年12月、同院の維持団体東海慈善会の調査によれば、静岡県内の盲人数は約1,300名でそのうち学齢盲児は大凡300名と算定している<sup>47)</sup>。

東海訓盲院規則によると、同院は「盲人を教育し自助の精神を發揚支持率の身を得せしめ音楽及鍼按術の技芸教育を受けるものとす」(第1条)と、目的を示し、教科は尋常科と技芸科の二種で、尋常科の科目は修身、国語、算術、講談、体操、技芸科は音楽、鍼治、按摩(第二条)である<sup>48)</sup>。

1900(明治33)年当時の同院の現況は、職員は院長1名、教師2名、寄宿舍監督1名、学事商議員2名で、生徒は18名、内訳は男12名(通学5名、寄宿7名)、女6名(通学3名、寄宿3名)で、同年度の収支は歳入計上部は986円、歳出經常部986円であった。なお、同年度より、静岡県より補助金300円が交付されている<sup>49)</sup>。以下に1900(同33)年度の収支予算を挙げておく。

経費 明治33年度収支予算

歳入經常部

金 986 円

内金 300 円

金 36 円

金 650 円

歳出經常部

金 986 円

内金 516 円

内金 372 円

金 144 円

本県補助金

授業料

有志者寄付金

俸給及諸給

教員給料

賄人及仕丁給料

金 132 円	院費
内金 36 円	学校費
金 96 円	寄宿舎費
金 9 円	修繕費
金 19 円	校舎保険料
金 30 円	病傷手当料
金 240 円	雑給
金 40 円	学生補助費

同院は 1917（大正 6）年 1 月、静岡市郊外安東村に移転し、静岡盲啞学校に改称し、啞生部を増設し、翌年 10 月、静岡市二番町に移転し、1919 年 7 月 13 日に財団法人となる。1922 年 5 月、校舎狭隘のため啞生部を静岡市北番町に移転した。『静岡県社会事業要覧』大正 11 年によると、同校の組織は校長 1 名、訓導 3 名、助手、嘱託各 2 名、校医 1 名、生徒は盲性 22 人、啞生 21 人、基金 10,824 円 81 銭、土地 186 坪、建物 75 坪 3 合、経費 3,650 円<sup>50)</sup>。

1924 年 4 月、静岡盲啞学校廃止の件認可と同時に、盲啞学校令により静岡盲学校を二番町 36 番地に、静岡聾啞学校を北番町 23 番地に設立の認可を得、同年 7 月、内務省令鍼按営業取締規則による指定学校として静岡県より指定され、1926 年 4 月、静岡県立となる。創立以来の盲学校卒業生 71 人、聾啞学校 13 人。静岡盲学校は敷地 186 坪、校舎 2 階建 56 坪、寄宿舎 47 坪余、聾啞学校は敷地 422 坪、校舎は平屋 44 坪 5 合、寄宿舎は 25 坪である<sup>51)</sup>。

表 5 生徒数

	初等科			中等科			計
	男	女	計	男	女	計	
盲学校	10	5	15	16	8	24	39
聾啞学校	35	22	57	1	2	3	60
計	45	27	72	17	10	27	99

注) 静岡県社会課『静岡県社会事業要覧』昭和 2 年、p. 99

#### 5) 地方改良と報徳社

幕末期の農村指導者、二宮尊徳が創唱した実践道徳の思想が報徳思想である。この教えに基づいて、天保期から、農村立て直しを目標とする報徳社が組織されている<sup>52)</sup>。報徳社について、吉田は「報徳会は建前は民間団体であるが、著しく期待され、地方改良行政から期待され、行政をサポートした『自発』集団であった。」とし、「特に国富の蓄積を方針とする日口戦役後の国策としての『勤儉』、そして階級調和、経済と道徳の調和策を取る政

府にとって、『推譲』は好都合な項目であった。」と論述している<sup>53)</sup>。

静岡県において明治期に入って最初に結成されるのは1871(明治4)年の報徳遠譲社(三川村)であるが、この時期、報徳社は前期(原始蓄積期)にも増して増加し、報徳社が19社、その支社が423に及び、著しい発展を示した<sup>54)</sup>。こうした静岡県における報徳社の著しい発達、静岡県社会福祉史の特徴の一つとして位置付けられ、さらに、この報徳思想が静岡県内の報徳社以外の慈善事業や社会事業の実践に影響を与えることになる。

表6 報徳社(1904【明治】37年末)

名 称	所 在 地	支社数	社員数	本支社資産	本支社貯蓄
遠江國報徳社	浜名郡浜松町	278	9,979	340,121	米、麦 1,388
駿河東報徳社	庵原郡庵原村	30	2,243	42,480	米 63
報徳遠譲社	磐田郡三川村	76	2,372	112,083	—
報 本 社	周智郡森 町	32	904	44,424	米、麦、稗 112
静岡報徳社	静岡市両替町	5	113	1,336	—
駿河西報徳社	安倍郡大黒村	2	535	26,690	米 14
報多報徳社	磐田郡笠四村	—	32	459	—
報徳積善社	志太郡大富村	—	46	4,696	—
相川報徳社	志太郡相川村	—	26	41	—
勸農報徳社	磐田郡笠四村	—	136	1,998	—
江留報徳社	志太郡相川村	—	20	648	—
多田報徳社	田方郡葦山村	—	33	1,028	—
永安報徳社	駿東郡原里村	—	40	922	米 27
御厨報徳社	駿東郡御厨町	—	39	1,808	—
計	14	423	16,514	578,707	1,604
稲取村農家共同救護社	賀茂郡稲取村	—	144	9,030	山林 60・5 町
上河津農家共同救護社	賀茂郡上河津村	—	31	174	—
共 救 社	浜名郡上久呂村	—	51	18,018	—
救 済 者	磐田郡袖浦村	—	120	568	地所 90・4町 債券 300円
	小笠郡掛川町	—	2,446	1,511	地所 0・4町 建家 9棟
計	5	—	2,797	29,501	300円 151・4町 9棟

合 計	19	423	19,311	608,008	1,604円 151・4町 9棟 30円
-----	----	-----	--------	---------	-------------------------------

注) 静岡県『静岡県報徳社事蹟』明治39年より筆者作成

(続く)

注)

- 1) 楫西光速他『日本資本主義の発展Ⅱ』東京大学出版会、昭和37年 pp.229-252
- 2) 「被害の届出」『静岡新報』明治30年9月14日
- 3) 「細民の喜愛」『静岡新報』明治30年9月14日
- 4) 「職工の同盟罷工」『静岡新報』明治30年9月20日
- 5) 「細民米価の騰貴に泣く」『静岡新報』明治30年9月20日
- 6) 「小作人の不平」『静岡新報』明治30年11月3日
- 7) 「小作人多数の集会」『静岡新報』明治30年11月5日
- 8) 「海嘯の統計」『静岡新報』明治32年11月9日
- 9) 「海嘯後聞」『静岡新報』明治32年10月17日
- 10) 「小作人の不平」『静岡新報』明治35年9月9日
- 11) 「県下に於ける暴風雨の被害状況」『静岡新報』明治35年9月30日
- 12) 「県下各地の暴風」『静岡新報』明治35年12月9日
- 13) 「焼津町未曾有の大火」『静岡新報』明治36年1月17日
- 14) 「県下各地の出水」『静岡新報』明治36年7月4日、同水害の状況については以下の新聞記事も参照されたい。「各地の出水」『静岡新報』明治36年7月9日、「各地の出水」『静岡新報』明治36年7月10日、「県下各地の出水」『静岡新報』明治36年7月11日、「各地の出水」『静岡新報』明治36年7月12日、「磐田郡下水害実況」『静岡新報』明治36年7月12日、「気田村の大惨状」『静岡新報』明治36年7月14日、「水害彙報」『静岡新報』明治36年7月14日、「磐田郡水害惨状詳報(2)」『静岡新報』明治36年7月18日、「磐田、浜名、引佐三郡農作水害の現況」『静岡新報』明治36年7月21日、「周智郡気多村損害高」『静岡新報』明治36年7月21日)
- 15) 「各地方の水害状況」『静岡新報』明治36年7月28日
- 16) 「水災後の周智郡気多村現況(1)」『静岡新報』明治36年8月25日
- 17) 広告「義捐金募集広告」『静岡新報』明治36年7月29日
- 18) 「区民百余名郡衛に押寄す」『静岡新報』明治36年8月28日
- 19) 「県下各地風水害彙報」『静岡新報』明治36年9月29日 漁民においては舟、漁網などが流出あるいは破損の被害を被り、それを回復する手当が見つからない場合はそのまま窮地に追い込まれることになった。
- 20) 「移民の希望者46名路頭に迷う」『静岡新報』明治36年9月24日及び「移民の希望者46名路頭に迷う」『静岡新報』明治36年9月26日
- 21) 「移民希望と家族225人の困難」『静岡新報』明治36年9月29日
- 22) 「強雨被害一束」『静岡新報』明治36年10月3日、「強雨被害後報」『静岡新報』明治36年10月4日及び「強雨被害余聞」『静岡新報』明治36年10月6日
- 23) 「藤枝町の大火」『静岡新報』明治37年1月5日)及び「藤枝町大火後報」『静岡新報』明治37年1月6日
- 24) 「韮山と青島の大火」『静岡新報』明治37年1月23日
- 25) 「県下各地の風水害」『静岡新報』明治37年9月18日
- 26) 池田敬正『日本社会福祉史』法律文化社1986pp.203-204
- 27) 山崎巖『救貧法制要義』良書普及会、昭和6年 pp.416-419
- 28) 山崎巖『救貧法制要義』良書普及会、昭和6年 pp.402-403
- 29) 山崎巖『救貧法制要義』良書普及会、昭和6年 p.414
- 30) 日本社会事業大学救貧制度研究会『日本の救貧制度』勁草書房、1960年、pp.132-135
- 31) 静岡県社会課『静岡県社会事業要覧』大正11年8月 p.35
- 32) 静岡県社会課『静岡県社会事業要覧』大正11年8月 pp.13-14
- 33) 静岡県社会課『静岡県社会事業要覧』大正11年8月 p.23
- 34) 広告「遠江育児院寄付金連名」『静岡新報』明治32年12月24日
- 35) 「慈善演芸会の企図」『新潟新報』明治36年9月17日 「自立遠江育児院は目下児童の数二十二名の多きに達したるより事務員一同熱心尽力し只管実績を挙げんものと苦心し居れるが浜松町元町坂口利七氏は大に同情を寄せ同院をして益々其の規模を拡張せしめんと同地の有志者を説き来月上旬同院の爲め慈善演芸会を催さんと企図し明日か明後日は有志の集会を催し愈々確定発表の運びに至るべきよし右は音羽座に天狗連の義太夫を、歌舞伎座にて紳士令嬢

の演芸及芸妓連の演芸を各一日づつ開会する都合なりとか当日は西遠一般の紳士に対し招待状を発送する筈なりと云えば定めし盛大に行わるべしと云う」

- 36) 「浜松遠江育児院」『静岡新報』明治37年11月25日  
 37) 静岡県社会課『静岡県社会事業要覧』大正11年8月 p.23  
 38) 富士育児院『富士育児院小観』第3号、明治43年 p.8 (復刻版、平成23年、社会福祉法人芙蓉会)  
 39) 「富士育児院」『静岡新報』明治36年7月18日  
 40) 「育児院と不幸少年」『静岡新報』明治36年9月20日  
 41) 「不幸なる孤児貧童の父渡邊代吉氏」『静岡新報』明治36年11月14日  
 42) 「不幸なる孤児貧童の父渡邊代吉氏」『静岡新報』明治36年11月17日  
 43) 静岡県社会課『静岡県社会事業要覧』大正11年8月 pp.23-24  
 44) 静岡県社会課『静岡県社会事業要覧』大正11年8月 p.21  
 45) 内務省『感化救済小鑑』明治43年 pp.102-103  
 46) 松井豊吉『東海訓盲院』季報社、明治33年、p.9-11  
 47) 松井豊吉『東海訓盲院』季報社、明治33年、p.96-97  
 48) 松井豊吉『東海訓盲院』季報社、明治33年、p.14  
 49) 松井豊吉『東海訓盲院』季報社、明治33年、pp.20-22  
 50) 静岡県社会課『静岡県社会事業要覧』大正11年8月、pp.29-30  
 51) 静岡県社会課『静岡県社会事業要覧』昭和2年、pp.98-99  
 52) 社会福祉辞典 編集委員会『社会福祉辞典』大月書店、2002年、p.477  
 53) 吉田久一『日本の社会福祉思想』勁草書房、1994年 pp.132-133  
 54) 静岡県『静岡県報徳社事蹟』明治39年、なお、静岡県内の報徳社のなかでも顕著な発展を示す大日本報徳社については、堀内良『大日本報徳社小史』平成9年を参照されたい。

#### 参考文献

1. 田代国次郎『日本社会事業成立史研究』童心者、昭和39年
2. 吉田久一『日本の社会福祉思想』勁草書房、1994年
3. 池田敬正『日本社会福祉史』法律文化社1986
4. 山崎巖『救貧法制要義』良書普及会、昭和6年
5. 日本社会事業大学救貧法制度研究会編『日本の救貧制度』勁草書房、1960年
6. 楫西光速他『日本資本主義の発展Ⅱ』東京大学出版会、昭和37年
7. 赤松克麿『日本社会運動史』岩波新書、昭和35年
8. 富士育児院『富士育児院小観』第3号、明治43年 p.8 (復刻版、平成23年、社会福祉法人芙蓉会)
9. 静岡県『静岡県報徳社事蹟』明治39年
10. 堀内良『大日本報徳社小史』平成9年
11. 松井豊吉『東海訓盲院』季報社、明治33年

## Summary

This paper summarizes the fundamental study done from 1896 to 1906 regarding how charity and work began and developed in Shizuoka Prefecture as well as the content of charity and work. The objectives of this study were to clarify the development of charity and work in Shizuoka as well as to understand the current social welfare system in Shizuoka Prefecture from a scientific point of view. It covers the widely prevalent poverty problems caused by the economic crisis and disaster in this period. Next, the study focuses on public relief including state-aided relief and disaster relief. It also focuses on private charity and work including relief institutions, child relief, a blind and dumb school and Houtoku associations.

Keyword: economic crisis, disaster, poverty problems, public relief, charity and work